

**令和7年度  
介護医療院の公募要領について**

整備年度	令和8年度(令和9年4月1日までに開設) ※埼玉県の「埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付要綱」に基づく補助金の交付を受けない場合は、令和7年度中の整備を認めます。
整備枠	200床
整備対象	本市ですでに開設している介護老人保健施設から介護医療院へ転換する整備計画
対象圏域	市内全域
対象者	・本市で介護老人保健施設を運営する法人であること ・介護保険法第107条第3項の各号に該当しないこと
補助制度	埼玉県が実施する「介護施設等の施設開設準備経費等支援事業」において、施設開設にあたり必要となる経費を補助する制度があります。詳細は、埼玉県ホームページ( <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/korei-kaigokiban/22-kaigosisetunokaisetuzyunbi.html#hojyotaisyoujigyou">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/korei-kaigokiban/22-kaigosisetunokaisetuzyunbi.html#hojyotaisyoujigyou</a> )をご覧ください。 ※本公司に採択された整備計画であっても当該補助金の交付を受けられるとは限りません。 補助内容や金額(上限額)については、今後変更されることがあります。
提出方法	① 整備計画申込書等の提出に際しては、希望日の1週間前までに、介護保険課事業者係(電話番号 048-829-1265)に連絡し、日程調整を行ったうえで窓口にお越しください。郵送不可。 ② 整備計画申込書等の提出時は、2名まででお越しください。そのうち、少なくとも1人は運営法人の方がお越しください。
提出書類	① 本公司に申込する際は、「整備計画申込書作成要領」をご確認のうえ、提出してください。 ② 整備計画申込書の様式及び添付書類は、次のホームページからダウンロードしてください。指定の様式がない事項については任意様式で作成してください。 <a href="https://www.city.saitama.jp/005/001/008/p082128.html">https://www.city.saitama.jp/005/001/008/p082128.html</a>
提出期限	令和7年8月29日(金)17:15
提出部数	8部(正本1部、副本7部)提出してください。
受付窓口	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市福祉局長寿応援部介護保険課 事業者係 TEL 048-829-1265 FAX 048-829-1981
審査選定	① 本市ですでに開設している介護老人保健施設から介護医療院への転換に限ります。関係法令等、人員・設備等の基準及びその他の条件に適合している計画を対象とします。 ② 公募数を上回る申込みがあった場合には、提出された整備計画の中から、添付資料の様式2「利用者の入所期間及び在宅復帰指標に関する資料」における「在宅復帰指標」が、(1)その他型(2)基本型(3)加算型(4)在宅強化型(5)超強化型の順番で優先的に選定するものとします。なお、その優先順位に従ってもなお整備計画の選定が困難な場合(複数の整備計画で「在宅復帰指標」が重複している場合)は、添付資料の様式2「利用者の入所期間及び在宅復帰指標に関する資料」における「平均入所期間区分」の数値が高い整備計画を優先的に採択するものとします。 ③ 採択結果は書面により申請者へ通知します。(令和7年11月頃)
留意事項	① 採択された施設等については、関係法令等に基づく必要な届出等の手続きを、速やかに完了するとともに、令和9年4月1日までに、介護医療院の許可を受け、開設することを原則とします。 ② 令和9年4月1日までに開設が完了しないもの(早期に事業の実現が見込まれるもの、自然災害など事業者の事由によらないやむを得ない事情により、届出等が遅れたものは除く)、整備計画内容を変更するものについては、採択を取り消すことがあります。 ③ 書類等の作成に係る費用は全額事業者負担となります。 ④ 提出書類に虚偽等がある場合は、応募自体を無効とします。また、採択後に虚偽等が判明した場合は採択を無効とします。 ⑤ 応募後(採択後を含む)にやむを得ない事由により辞退する場合には、辞退理由を明記のうえ、辞退届(任意様式)を提出してください。